

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害の規模に応じた災害対策の中核となる本部を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 市の活動体制

災害の規模に応じた市の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備体制	適用基準	本部設置	参集する職員
第1 配備 (情報収集・準備)	1. 気象警報が発表されたとき 2. 小規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき 3. その他総合政策部長が必要と認めたとき	—	危機管理課及び第1 配備体制に該当する職員
第2 配備 (警戒)	1. 中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき 2. その他副市長が必要と認めたとき	災害警戒本部	危機管理課及び第2 配備体制に該当する職員
第3 配備 (災害対応)	1. 市内に災害救助法が適用されたとき 2. 大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき 3. その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部	災害対策本部に 関係する職員全 員

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

〈資料編3-1 配備体制〉

第2 第1 配備体制

市（総合政策部）は、気象警報が発表されたとき、小規模な災害が発生したとき又は発生が予想されるとき、第1 配備体制をとる。総合政策部危機管理課職員及び第1 配備体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告

- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策(小規模)

第3 災害警戒本部の設置(第2 配備体制)

市(総合政策部)は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

- ア 中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。
- イ その他副市長が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、大田原市本庁舎東別館内に設置する。本庁舎東別館内に災害警戒本部を設置することができない場合は、副市長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 被害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、大田原市災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

〈資料編3-2 大田原市災害警戒本部設置要綱〉

4 代決者

本部長(副市長)不在時等の意思決定は副本部長(総合政策部長)が行う。

第4 災害対策本部の設置（第3 配備体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市（総合政策部）は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（1）設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害対策本部を設置する。

- ア 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- イ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合
- ウ その他市長が必要と認めたとき

（2）設置場所

災害対策本部は、大田原市本庁舎東別館内に設置する。本庁舎東別館内に災害対策本部を設置することができない場合には、市長の指定する場所に設置する。

（3）他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。

（4）災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- （1）栃木県県民生活部危機管理課
- （2）陸上自衛隊第12特科隊
- （3）指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- （4）その他の関係機関

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱の定めるところによる。

〈資料編3-3 大田原市災害対策本部条例〉

〈資料編3-4 大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱〉

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- （1）災害救助法の実施に関すること
- （2）災害応急対策の実施、調整に関すること
- （3）本部の活動体制に関すること
- （4）県、他の市町村への応援要請に関すること
- （5）自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること

- (6) 応援に関する事
- (7) 災害広報に関する事
- (8) 災害対策本部の解散に関する事
- (9) その他重要な事項に関する事

5 代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長（副市長）が行う。

6 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部長、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

〈資料編 3-5 災害対策本部職員の証票等〉

第5 業務継続計画

市（総合政策部）は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災初動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画（震災対策編）に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

関係機関は、気象予警報、水防警報等を関係機関、住民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要な情報収集を行うため、関係機関は、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

第1 情報収集伝達体制

市（総合政策部）は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策幹部職員（総合政策部長、危機管理課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課（総合政策部危機管理課及び各支所）の体制

（1）緊急登庁体制

災害対策の主管課である市総合政策部危機管理課、湯津上支所及び黒羽支所総合窓口課の職員は、災害発生後速やかに登庁し、災害情報の収集、消防本部等の防災関係機関との連絡調整にあたる。

（2）連絡体制

市総合政策部危機管理課は、県からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県に対し、栃木県火災・災害等即報要領に基づき災害の状況を報告する。

〈資料編3-6 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編3-7 即報基準一覧〉

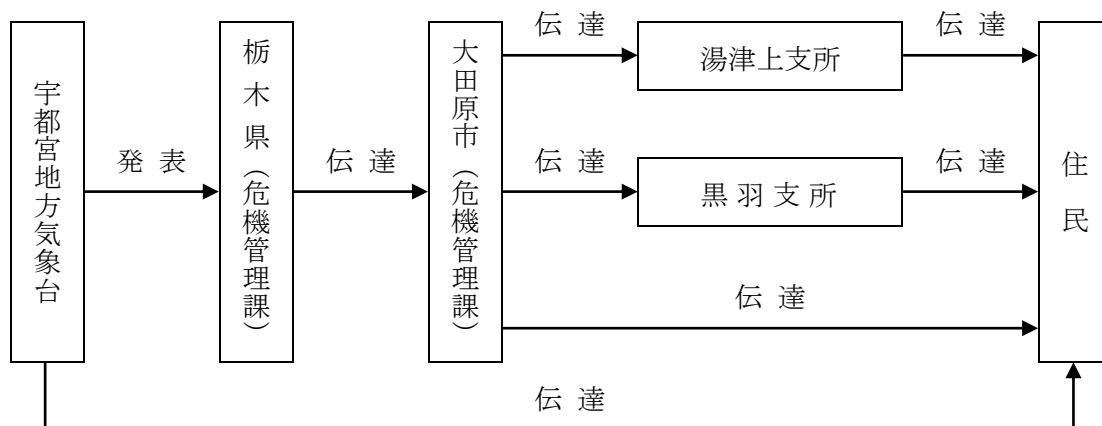
第2 警戒情報等の伝達

1 気象予警報

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（本編第2章第10節参照）は以下により速やかに通知する。

〈資料編2-13 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準〉

<気象注意報・警報の伝達系統>



2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

ア 土砂災害警戒情報

県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

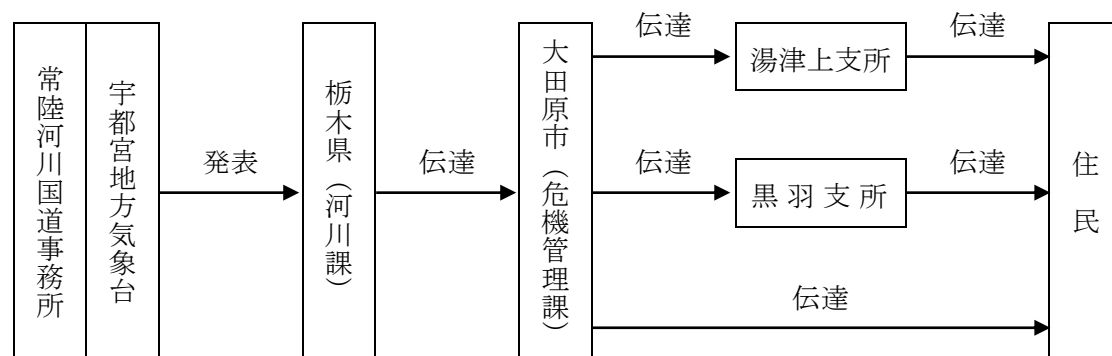
イ 土砂災害緊急情報

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市（市長）が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。土砂災害緊急情報は、市長に通知するとともに、一般に周知する。

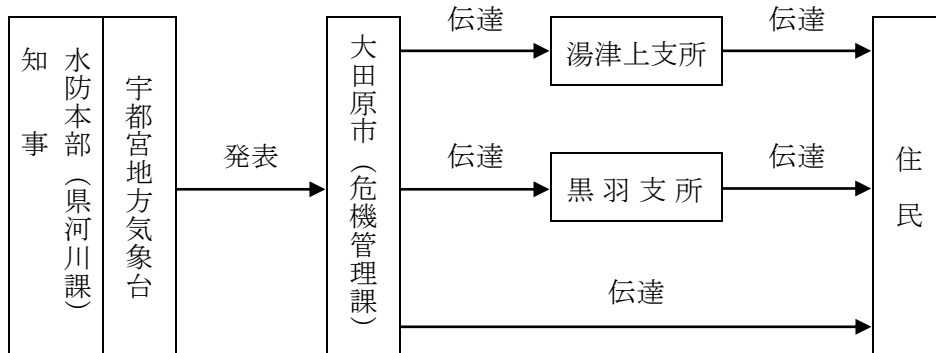
3 指定河川の洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（那珂川）について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また知事が定める河川について県と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況（本編第2章第8節参照）を水位、流量とともに発表する。（本編第2章第8節参照）

○国土交通大臣の指定する河川



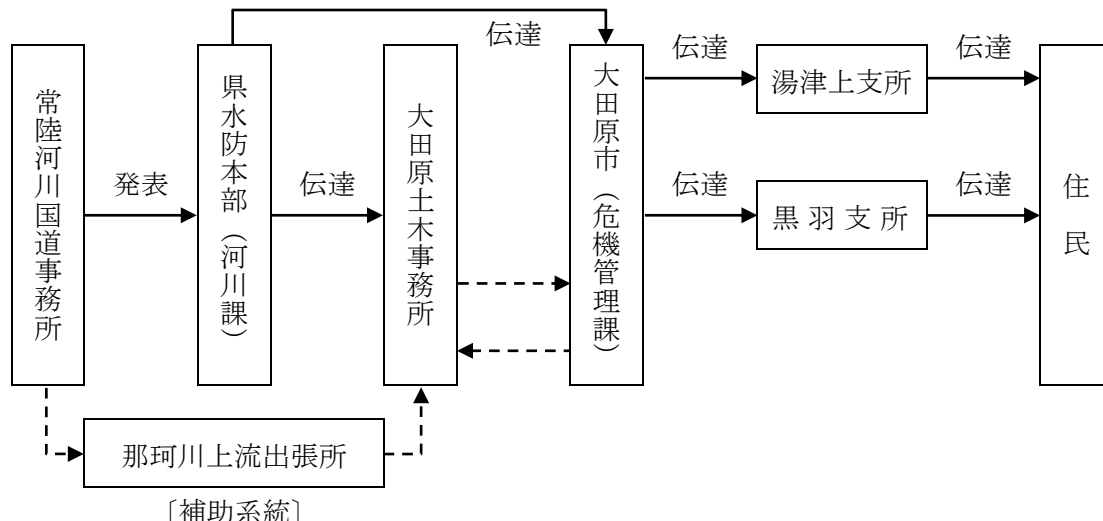
○知事の指定する河川



4 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣が指定する河川（那珂川）について、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通省の出先機関の長が水防の必要がある状況（本編第2章第8節参照）を発表する。

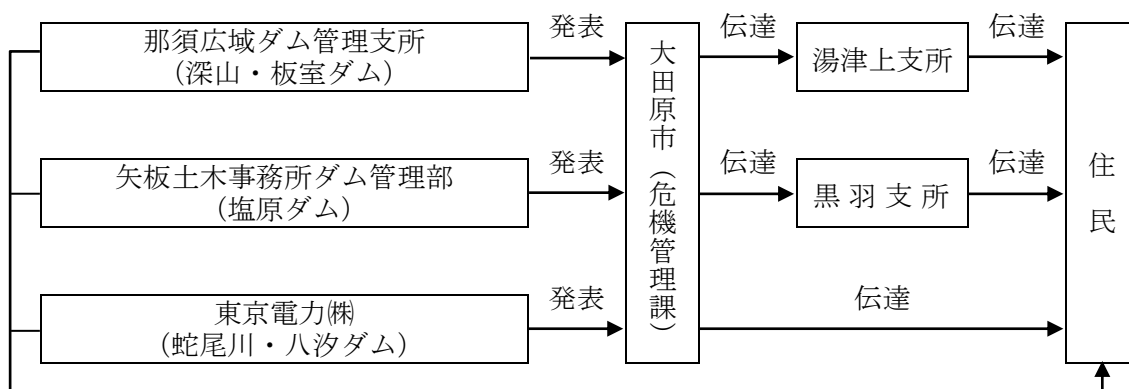
○指定河川の水防警報等の伝達系統（那珂川水防警報）



5 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

<ダム放流通報の伝達系統>



6 一般市民からの通報

(1) 発見者（一般市民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市（総合政策部）又は警察官に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（大田原土木事務所）、市（総合政策部）又は警察に通報する。

(2) 市、警察官の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市（総合政策部）へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市（総合政策部）は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

市（総合政策部）は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

(1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

(2) 降雨、降雪、河川の水位状況

(3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難の状況

(4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況

(5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況

(6) 避難行動要支援者関連施設の被害状況

(避難行動要支援者関連施設)

児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害者サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

(7) 消防、水防等の応急措置の状況

(8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量

(9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否

(10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否

(11) その他法令に定めがある事項

2 市の情報収集

市（総合政策部）は、次の方法により情報の収集を行う。

(1) 職員・消防団員の現地派遣

(2) 地域防災活動推進員、自治会長等からの連絡

3 消防本部の情報収集

消防本部は、市民等からの119番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等による情報の収集を行う。また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

第4 被害状況の報告

(1) 市（総合政策部）及び消防本部は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 市（総合政策部）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

〈資料編3-6 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編3-7 即報基準一覧〉

第5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区分	通信手段	説明
	県防災行政ネットワーク	県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象注警報や災害時の情報収集・伝達等に協力する
	大田原市防災行政無線	災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備
	大田原市地域イントラネット	地域イントラネット河川監視カメラの映像配信による情報提供を行う
N T T	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話回線を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する）
	非常・緊急通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要。）
NTT ドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社NTTドコモと協議して事前に設定する）
KDDI	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機
そ の 他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	警察専用電話及び無線通信
	企業局無線	県企業局の設置する無線通信

第6 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 県から県出先機関、市町、消防本部へ災害に関する情報等を伝達するときは、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図る。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。
- (3) 災害対策を行う上で重要な要因となる各種の気象情報、アメダス情報、河川水位情報等をリアルタイムで県出先機関、市町、消防本部へ配信する。

2 大田原市地域イントラネット

市（総合政策部）は、地域イントラネット河川監視カメラのライブ映像を下記設置モニター及び映像配信サービス（Y o u T u b e）を通じて配信する。映像配信サービスは、市内41箇所の公共施設に設置した公衆無線LANと、市ホームページからアクセスすることができる。

○モニター設置箇所

	施設名称	住 所
1	大田原市役所	大田原市本町1-4-1
2	湯津上支所	大田原市湯津上5-1081
3	黒羽支所	大田原市黒羽田町848
4	両郷出張所	大田原市中野内778
5	須賀川出張所	大田原市須佐木53

3 公衆電気通信設備の利用

市（総合政策部・財務部）は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるため、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等措置しておく。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常・緊急通話用電話の利用

防災関連機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。

<資料編2-16 災害時優先電話登録一覧>

4 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（県波・全国波）で行う。

5 警察通信設備の利用

市（総合政策部）、県、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

6 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発信・受信

非常通信は、無線局等の免許人が自ら発信・受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信・受信する。また、無線局等の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、急迫の危険、緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

<資料編3-8 関東地方非常通信協議会構成表>

(3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文は本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

(5) 非常通信の経路

市（総合政策部）と県との間の有線電話等が不通となった場合、警察、消防、県出先機関等を中継して通信を行う。大田原市の発信依頼局は下記のとおりである。

○発信依頼局

市町名	発信依頼局	着信局	その他の発信依頼局
大田原市	大田原警察署	県警察本部	東京電力栃木北支社
	那須地区消防組合消防本部	県危機管理課	
	大田原土木事務所	県危機管理課	

第7 住民への伝達手段

住民への警報等の伝達は、次の手段により行う。

(1) 市防災行政無線による伝達

(2) サイレン等の使用による伝達

(3) 消防車（消防団）・市広報車の使用による伝達

(4) よいちメールによる伝達

- (5) 緊急速報エリアメール（NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル）による伝達
- (6) テレビ、ラジオ放送等による伝達
- (7) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（市公式フェイスブック、ツイッター等）による伝達

第3節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木、雪害等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第1 監視、警戒

(1) 市（総合政策部）及び消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、水防団員（消防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

ア 警戒段階

- (ア) 降雨量等の気象情報
- (イ) 河川の水位、流量等の変化
- (ウ) 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- (エ) 住民の動向
- (オ) その他災害の抑止に必要な事項

イ 災害発生初期

- (ア) 人的被害の発生状況
- (イ) 家屋等建物の被害状況
- (ウ) 河川等の氾濫、浸水の状況
- (エ) 崖崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- (オ) 避難の必要の有無、避難の状況
- (カ) 道路、交通機関の被害状況
- (キ) 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- (ク) 119番通報の殺到状況
- (ケ) その他災害の応急対策活動に必要な事項

(2) 水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- ア 堤防の水があふれる状況
- イ 堤防の亀裂、崩壊
- ウ 水門、ひ門等の漏水、扉の締り具合
- エ 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

1 市の活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に

達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、水防団（消防団）及び消防本部に対し出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）、水防団（消防団）の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

（１）水防管理団体の非常配備

ア 水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備体制をとるための指令は、次の場合に発するものとする。

（ア）水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

（イ）水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

（ウ）緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

ウ 消防機関

（ア）待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

（イ）準備

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

a 水防団（消防団）の団員は所定の詰所へ集合

b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成

c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員の派遣及び水門等の開閉準備

（ウ）出動

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者（市長）が出動の必要を認めるときは、ただちに管下水防機関をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者（市長）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

第1次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所等の早期水防等を行う。

第2次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

第3次出動

水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

(エ) 解除

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に降下した場合、又ははん濫注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

(2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）及び消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

(3) 住民に対する避難の指示

市長（水防管理者）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

第3 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害危険箇所の点検・応急措置の実施

市（建設部）、県及び消防本部は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市（建設部）及び県は、二次的な地すべり、崖崩れ等から住民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市（建設部）は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(1) 危険度判定実施本部の設置

市災害対策本部長は、降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、大田原市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき危険度判定の実施を決定し、建設部建築住宅課長を本部長とする実施本部の設置を行う。

(2) 危険度判定実施本部の組織及び運営

危険度判定実施本部の組織及び運営は、大田原市被災宅地危険度判定実施要綱の定めるところによる。

(3) 危険度判定実施本部の業務

- ア 危険度判定実施に必要な拠点の確保
- イ 現地危険度判定拠点との連絡調整
- ウ 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- エ 危険度判定実施についての被災地住民への周知
- オ 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
- カ その他の現地での危険度判定活動の補完作業

〈資料編2－8 大田原市被災宅地危険度判定実施要綱〉

3 避難対策

市（総合政策部）、県及び消防本部は、土砂災害警戒情報が発表され土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

第4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第4節 相互応援協力・派遣要請

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他自治体に対し迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し、災害派遣の要請を行う。

第1 市町村相互応援協力等

1 市町村間の相互応援協力

市（総合政策部）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応急対策に万全を期するものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市（総合政策部）は、平成8年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」を、市町村合併の状況を踏まえて適切に見直した上で、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

また、市（総合政策部）は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

○市町の区分

北那須ブロック・・・大田原市、那須塩原市、那須町

○応援ブロック

北那須ブロック・・・日光ブロック（日光市）、南那須ブロック（那須烏山市、那珂川町）、
塩谷ブロック（矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町）

(2) 協定等に基づく相互応援

市（総合政策部）は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、それぞれの市町等に対して応援要請を行う。

〈資料編2-28 応援協定締結一覧〉

(3) 県への応援要請

市（総合政策部）は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

〈資料編2-27 災害時における市町村相互応援関係〉

2 県の応援協力

県は、市町からの応援要請に応じて、又は市町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

3 県と市町が一体となった応援体制

県（県民生活部、経営管理部、総合政策部）は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

4 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第8節の定めるところによる。

第2 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請

- (1) 市（総合政策部）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求め、災害対策に万全を期する。
- (2) 市（総合政策部）は、職員の派遣の要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。
 - ア 派遣を要請する（あつせんを求める）理由
 - イ 派遣を要請する（あつせんを求める）職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を要請する期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第3 ライフライン関係機関との連携

市（総合政策部）は、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- (1) 市の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業にあたって重機等の確保

第4 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について困難をきたし自衛隊を要請すべき事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の 捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。 （消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路 の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、 病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員、物資 の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。 なお、航空機による輸送は、特に緊急要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の 無償貸付、譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の 保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機 の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請の依頼方法

(1) 要請先 知事（県民生活部危機管理課経由）

(2) 事務手続

市（総合政策部）は、県へ下記様式をもって派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等によって依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知するものとする。

ア 要請先

要 請 先	担 当	電話番号	防災行政ネットワーク
栃木県知事	危機管理課	028-623-2129	8-500-2129又は2136
陸上自衛隊第12特科隊	第3科	028-653-1551 (内線235～238、297)	8-702-02又は05

イ 様式

(様式)	大危第 号 年 月 日
栃木県知事 様	栃木県大田原市長
陸上自衛隊の災害派遣要請について	
次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。	
1 災害の状況及び派遣を要請する理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣部隊に希望する活動区域及び活動内容	
4 その他参照事項	

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 災害救援活動の調整

市（総合政策部）は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ 資材の準備

市（総合政策部）は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ 宿舎のあつせん

市（総合政策部）は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあつせんする。

エ 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市（総合政策部）が協議するものとする。

- (ア) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

市（総合政策部）は、災害救助活動の必要がなくなったと判断した場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議のうえ、県に対して撤収の要請を依頼する。

第5節 災害救助法の適用

市は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、必要により県が災害救助法を適用した場合、県と連携して、法に基づく応急的な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。市（総合政策部）は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市内において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数（大田原市の場合：80世帯）以上のとき。
（1号基準）
- (2) 市内において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1（大田原市の場合：40世帯）以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が2,000以上のとき。（2号基準）
- (3) 市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が9,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

<災害救助法適用基準一覧表>

市町村の人口（直近の国勢調査の人口）	滅失世帯数
5,000人未満	30世帯以上
5,000人以上 15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上 30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上 50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上 100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上 300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上	150世帯以上

○大田原市人口（平成22年国勢調査人口） 77,729人

- (注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。
- 2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

第2 災害救助法の適用に係る報告

- (1) 市（総合政策部）は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、県から被害状況の報告を求められた場合は、迅速かつ的確に報告する。また、市（総合政策部）は県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。
- ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 市（総合政策部）は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 災害救助法所管課（総合政策部総務課）は、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 市（総合政策部）は、被害状況の調査に県の応援、協力、立ち会い等が必要な場合は、職員の派遣要請を行う。
- (5) 住家の被害認定にあつては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 市（総合政策部）は、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、直接内閣府に対して情報提供を行う。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市（各部等）及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

(救助の種類)

- (1) 避難所の設置及び収容
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医 療
- (7) 助 産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋 葬
- (12) 死体の捜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送
- (16) 応急救助のための労力

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市（総合政策部・保健福祉部）及び県は、下記により救助を実施する。

- (1) 市（総合政策部・保健福祉部）は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、県からの通知により、その事務を県に代わり行う。
 - ア 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
 - イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び収容、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 市（総合政策部）は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し、県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

〈資料編3-9 災害救助法施行細則〉

〈資料編3-10 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)〉

第6節 避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、市、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行う。また、安全で迅速な避難の実行、避難行動要支援者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

更に、必要に応じて、被災した住民の広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 実施体制

市長は、避難の勧告、指示及び警戒区域の設定を行う。また、県からの緊急な支援が必要と判断した場合は県に対して要請を行う。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が勧告、指示を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、指示を行った者は、速やかにその旨を市（総合政策部）に通知するものとする。

また、市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

第2 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定の内容

1 避難の勧告及び指示

(1) 避難の勧告及び指示の基準

災害に係る避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

災害対策基本法に基づく避難について、市長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって勧告又は指示を行う。

なお、市長及び知事は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

ア 洪水のおそれがあるとき

イ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき

ウ なだれのおそれがあるとき

エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき

オ その他特に必要があると認められるとき

(2) 避難の勧告及び指示の内容

市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して避難の勧告、指示を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

(3) 避難の勧告及び指示の種類

避難の勧告及び指示の種類は下表のとおり。

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかに知事に報告する。

なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいう。

〈資料編 3-1-1 避難勧告等の発令基準〉

区分	実施者	措置	実施の基準
避難の 勧告	市 町 村 長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生する おそれがある場合において、 特に必要と認められるとき
	知 事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がそ の全部又は大部分の事務を行 うことができなくなったとき
避難の 指示等	市 町 村 長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生する おそれがある場合において、 特に必要と認められ、急を要 するとき
	知 事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害の発生により市町村がそ の全部又は大部分の事務を行 うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法 第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険 が切迫していると認められる とき
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫 していると認められるとき
	警 察 官 災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	市町村長が立ち退きを指示す ることができないとき又は市 町村長から要求があったとき
	警 察 官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及 ぼすおそれのある天災など、 危険がある場合において、危 害を受けるおそれのある者 に対して、特に急を要するとき
自 衛 官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合 に限り、自衛官は警察官職務 執行法第4条の避難の措置を とる	

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は下表のとおり。

市（総合政策部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(1)	市 町 村 長 災害対策基本法 第63条第1項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 水 防 法 第21条第1項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消 防 吏 員、消 防 団 員 消 防 法 第28条第1項、 第36条第8項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき
(4)	警 察 官 災害対策基本法 第63条第2項 ほか	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法 第63条第3項	立ち入りの制限、 禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

第3 避難勧告等の周知・誘導

1 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 市防災行政無線による伝達
- (2) サイレン等の使用による伝達
- (3) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) よいちメールによる伝達
- (6) 緊急速報エリアメール（NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル）による伝達
- (7) テレビ、ラジオ放送等による伝達
- (8) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（市公式フェイスブック、ツイッター等）による伝達

2 県への報告

市（総合政策部）は、避難の勧告、指示を実施したとき又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

3 関係機関相互の連絡

市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、避難勧告、指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

4 避難の誘導

(1) 住民の誘導

市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に避難行動要支援者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 徒歩帰宅者の支援

市（総合政策部）は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

5 案内標識の設置

市（総合政策部）は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

- (1) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある

ある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

- (2) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。避難行動要支援者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に収容する。
- (3) 市（総合政策部）は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。
- (4) 市（総合政策部）は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (5) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (6) 市（総合政策部）は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力などにより県に報告する。
 - ア 避難所開設（移転）の日時、場所
 - イ 収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ その他必要事項

2 避難所の運営

- (1) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、ボランティア、NPO等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- (2) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。

また、避難行動要支援者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者等、外国人等への情報伝達において多言語表示シートの提示等により配慮する。
- (3) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努める。
- (4) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、避難行動要支援者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 市（総合政策部）は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 市（保健福祉部）は、避難住民等の実態把握と保護にあたるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。
- (7) 市（保健福祉部）は、避難所の運営にあたり次の記録をとる。
 - ア 収容者名簿の作成
 - イ 収容の状況

ウ 転出先の把握

エ 食料・物資の配給状況

- (8) 市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

〈資料編 2-17 避難場所一覧〉

- (9) 市（総合政策部）は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (10) 市（総合政策部）は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに東別館と避難所との連携体制を確立する。

第5 避難所におけるトイレ対策

1 仮設トイレの設置

(1) 初動対応

備蓄している簡易トイレ等を利用し、避難者の250人に1基の割合で設置を行う。

(2) 後続対応

最終的には、避難者の100人に1基の割合で設置するが、備蓄数で不足する場合には県及びレンタル業者等に支援を要請する。

2 避難行動要支援者に対する配慮

- (1) 避難所に避難行動要支援者用トイレが設置されていない、又は使用ができない場合は、避難行動要支援者用簡易トイレを配備する。
- (2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、介助の実施等により、避難行動要支援者のトイレ利用に配慮する。
- (3) 避難行動要支援者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

3 快適な利用の確保

- (1) 市（保健福祉部・水道部）は、被災者に対して、避難行動要支援者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) 市（保健福祉部・水道部）は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤、ゴム手袋、デッキブラシ等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。また、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティア等が協力して定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 市（保健福祉部）は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- (4) 市（保健福祉部・水道部）は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座の積極的設置、プライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。
- (5) 避難所以外の公共トイレの施設管理者は、被災状況を把握し、必要に応じ、トイレが使用できるよう対応するものとする。

第6 避難行動要支援者への生活支援

1 避難行動要支援者への日常生活の支援

市（保健福祉部）及び県は、被災した避難行動要支援者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医療品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での避難行動要支援者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

市（保健福祉部）及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 在り外国人への対策

市（総合政策部）及び県は、被災した在り外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第7 こころのケア対策

市（保健福祉部）は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第8 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミー症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミー症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県は市に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

市（総合政策部・保健福祉部）は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

第9 帰宅困難者対策

震災対策編第3章第5節第9に準じて行う。

第10 広域避難

災害の規模又は避難所の状況により、市のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、市長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

第11 県外避難者の受入

震災対策編第3章第5節第11に準じて行う。

第12 被災者台帳の作成

市（保健福祉部・教育委員会教育部）は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、

野外に仮小屋、天幕を設営する。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障害者等を受け入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲とする。

また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- （1）賃金職員等雇上費
- （2）消耗器材費
- （3）建物の使用謝金
- （4）器物の使用謝金、借上費又は購入費
- （5）光熱水費
- （6）仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編3-9 災害救助法施行細則〉

第6の2節 広域一時滞在対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害により被災した住民の生命・身体を保護するため、被災した住民の居住の場所をその被災市町の域外に確保する必要があるときは、市町、県、防災関係機関は連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

第1 制度概要

市（総合政策部）は、その市域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市（総合政策部）は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第2 県内市町における一時滞在

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災した市町（以下「被災市町」という。）は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。
- (2) 被災市町は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町からの通知の内容の公示
 - イ 内閣府令で定める者への通知
 - ウ 県への報告
- (3) 被災市町は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
 - ア 協議先市町への通知
 - イ 内閣府令で定める者への通知
 - ウ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - エ 県への報告

2 協議先市町の実施事項

- (1) 被災市町から1（1）の協議を受けた協議先市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。

- ア 自らも被災していること
 - イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
 - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 協議先市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 協議先市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (4) 協議先市町は、被災市町から1(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第3 県外における一時滞在

1 被災市町の実施事項

- (1) 被災市町は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示すものとする。
- (2) 被災市町は、県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。
- ア 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示
 - イ 内閣府令で定める者への通知
- (3) 被災市町は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。
- ア 県への報告
 - イ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
 - ウ 内閣府令で定める者への通知

2 県の実施事項

- (1) 県(県民生活部、以下この項において同じ)は、第4節第1の4に掲げる「災害時における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」の応援統括県並びに関東知事会及び全国知事会の幹事都県を経由して、他の都道府県に、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示した上で、被災住民の受入れについて協議する。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。
- (2) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を被災市町に通知しなければならない。
- (3) 県は、他の都道府県から被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 他都道府県からの協議

1 県の実施事項

- (1) 県（県民生活部、以下この項において同じ）は、他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、県内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と思われる市町に協議する。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項について資料を求めるものとする。
- (2) 県は、市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその内容を受入れ協議元の都道府県に通知しなければならない。
- (3) 県は、被災住民を受入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を市町に通知しなければならない。

2 協議先市町の実施事項

- (1) 県から1（1）の協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、他都道府県被災住民の広域一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設（以下「公共施設その他の施設」という。）を提供しなければならない。
 - ア 自らも被災していること
 - イ 被災住民の受入れに必要な施設が確保できないこと
 - ウ 地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと
 - エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること
- (2) 市町は、（1）の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- (3) 市町は、（2）の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。
- (4) 市町は、1（3）の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第5 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行

県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を内閣総理大臣が当該市町村に代わって行う。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、県に代わって内閣総理大臣が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第6 費用負担

1 原則

被災した地方公共団体が負担する。

2 災害救助法適用時

(1) 被災住民への公共施設等の提供

都道府県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

(2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第 7 節 災害警備活動

市、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、警察が行う警備・社会秩序維持活動等に協力し、市民の生命、身体、財産を保護するための活動を行う。

第 1 被災地、避難場所等の警戒警備への協力

市（総合政策部）、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯、避難所内での混乱を防止するため、警察が行う被災地及びその周辺におけるパトロール、避難所等の定期的な巡回等に協力する。

第 2 社会秩序の維持

市（総合政策部）、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の犯罪防止のため、被災者への知識の啓発を図る。

第8節 救急・救助活動

被災した者に対し、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、警察及び自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第1 市民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防本部の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 市及び消防機関の活動

市（総合政策部）及び消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、水防団員（消防団員）は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

(1) 市（保健福祉部）は、直ちに那須郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージ（治療優先度判定）を行い、重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送

が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の運用

市（総合政策部）は大規模な災害が発生した場合、被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などでヘリコプターによる活動が有効と判断した場合、県に対して消防防災ヘリコプターの要請を行う。

1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

(1) 緊急運航の内容

ア 救急活動

- (ア) 被災地等からの救急患者の搬送
- (イ) 被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ 救助活動

被災者の捜索、救助

ウ 災害応急対策活動

- (ア) 被災状況等の調査、情報収集活動
- (イ) 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の救援物資、人員の輸送
- (ウ) 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ 火災防御活動

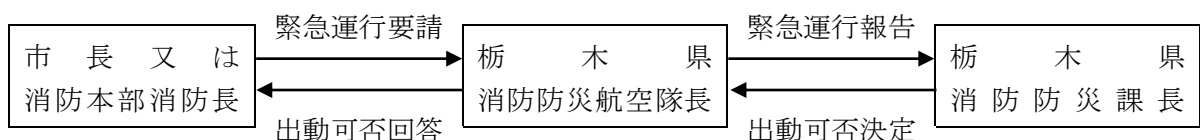
- (ア) 林野火災等における空中消火活動
- (イ) 被害状況調査、情報収集活動
- (ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送

オ その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 緊急運航の要請

市長又は消防本部消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



3 ヘリコプター活動体制

市（総合政策部）は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。また、市（総合政策部）は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

〈資料編2-20 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第4 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア 第一次応援体制

一つの消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援側消防機関の長が、市町長及び知事に報告の上、地区代表消防機関の長に連絡する。

イ 第二次応援体制

上記アによってもなお消防力が不足する場合、一つの消防機関を県内の全ての地区の消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援側消防機関の長が市町長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防本部）、受援地区代表消防機関の消防長及び県に連絡する。

②県は、各地区代表消防機関の長に連絡する。

〈資料編2-29 特殊災害消防相互応援協定書〉

〈資料編2-30 栃木県広域消防応援等計画〉

(2) その他の協定

(1)による他、大田原市が個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

〈資料編2-28 応援協定締結一覧〉

2 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

ア 市（総合政策部）は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

(ア) 災害発生日時

(イ) 災害発生場所

(ウ) 災害の種別・状況

(エ) 人的・物的被害の状況

(オ) 応援要請日時

(カ) 必要応援部隊数

(キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等

(ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート

(ケ) 指揮体制及び無線運用体制

(コ) その他の情報（必要資材、装備等）

※(ク)～(コ)については決定次第報告を行う。

イ 市(総合政策部)は、県に連絡が取れない場合、直接国(総務省消防庁)に応援要請を行うものとする。

第5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

- (1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき
- (2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき
- (3) 災害の発生が継続しているとき

〈資料編3-9 災害救助法施行細則〉

第9節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、関係機関は、緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第1 市の実施体制

市（保健福祉部）は、災害の状況により那須郡市医師会に協力を求め医療救護班を編成し出動する。市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 県の実施体制

県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。災害拠点病院が組織する救護班に対して救護活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関で組織する救護班の出動を要請する。

医療救護活動の実施にあたり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に県災害医療本部を、被災地に現地災害医療本部を設置する。県災害医療本部には、県医師会長の指揮のもと、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。現地災害医療本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の医療ニーズを把握し、現地災害医療対策の総合調整を行う。さらに、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

1 県の組織する救護支援班の編成

広域健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成し、市の要請を受けて活動する。

県は多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害時の状況を判断し、DMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請する。

2 災害拠点病院の救護班の編成

次の拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

災害拠点病院（県北）・・・那須赤十字病院

3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、次のとおり救護班を編成する。

那須郡市医師会・・・4班（災害拠点病院の那須赤十字病院を含む）

4 DMAT指定病院のDMAT

次のDMAT指定病院においては、1チーム以上のDMATを編成する。

那須赤十字病院・・・3チーム

※DMAT 「医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム Disaster Medical Assistance Team」

第3 救護所の設置

市（保健福祉部）は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所を充てる。

〈資料編3-12 那須郡市医師会医療機関の収容能力一覧表〉

第4 医療施設の応急復旧

市（保健福祉部）は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第5 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から14日以内。

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

(2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費。

助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内。

(4) 期間

分娩した日から7日以内。

〈資料編3-9 災害救助法施行細則〉

第 10 節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を确实、迅速に輸送するため、市、県、国、消防本部は連携して災害時の緊急輸送対策を実施する。

第 1 実施体制

市（総合政策部・市民生活部）は、被災者の輸送を行う。市（総合政策部・市民生活部）は、市での被災者輸送が困難と判断した場合は、県に支援を要請する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。

緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第 2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第 1 段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国、県、市町村等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第 2 段階 避難救援期

- (1) 上記 1 の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第 3 段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記 2 の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第 3 輸送手段の確保

1 市の確保体制

- (1) 市（総合政策部・市民生活部）は、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。
- (2) 市（総合政策部・市民生活部）は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町村に対して車両の派遣を要請する。

(3) 市（総合政策部・市民生活部）は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

- ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
- イ 車両等の種類、台数
- ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- エ 集結場所、日時
- オ その他必要事項

2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、当該地域の通常の実費とする。

4 緊急通行車両の確認

市（総合政策部・市民生活部）は、あらかじめ緊急通行車両を使用する者から必要事項の届出を受け、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等届出制度の整備を図り、迅速かつ円滑な緊急通行車両等の確認に努める。

第4 輸送体制の確保

市（総合政策部・市民生活部）及び県は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な輸送体制を確保するとともに救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、物資集積所をあらかじめ確保しておく。

○広域災害対策活動拠点等（第2章第16節第1参照）

区 分	施 設 名	住 所	電話番号
広域災害対策活動拠点	那須野が原公園	那須塩原市千本松801-3	0287-36-1220
地 域 災 害 活 動 拠 点	大田原高等学校	大田原市紫塚3-2651	0287-22-2042
	大田原女子高等学校	大田原市元町1-5-43	0287-22-2073
	黒羽高等学校	大田原市前田780	0287-54-0179
	道の駅那須与一の郷	大田原市南金丸1584-6	0287-23-8641

第5 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送

- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費。

3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

第 1 1 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、関係機関は相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第 1 基本方針

1 実施体制

市（総合政策部）は、被災者、災害応急対策業務従事者に対し、必要な物資を調達・供給する。市単独で対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

2 季節への配慮

市（総合政策部）は、被災者等の支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物質の調達に留意するものとする。

3 避難行動要支援者への配慮

市（総合政策部・保健福祉部）は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児・妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

第 2 給食

1 実施体制

市（保健福祉部・産業振興部）は、被災者、災害応急救助従事者等に対する給食を実施する。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町・県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 供給の対象

市（保健福祉部・産業振興部）は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。なお、食料の供給にあたっては、避難行動要支援者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の調達、供給

市（総合政策部・保健福祉部・産業振興部）は食料の供給を実施するにあたり、市内に分散備蓄している食料及び市内外の小売業者との協定等により、食料を調達するものとする。なお、供給が間に合わない場合は県に食料調達の要請をする。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については上記3に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木農政事務所長等管下の地域課長又は農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の引き渡しを要請することができる。

〈資料編3-13 「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づく協定書〉

イ 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第2条で定められた額以内とする(食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が限度額以内であればよい。)

- ア 主食費(米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等)
- イ 副食費(調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない)
- ウ 燃料費(品目、数量について制限はない)
- エ 雑費(炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費)

(4) 期間

災害発生の日から7日以内とする(被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給)。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 給水

1 供給の対象

市(水道部)は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする

応急給水を行う。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 飲料水の確保対策

(1) 市（水道部）は、飲料水の確保を行うとともに、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

(2) 市（水道部）は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努める。

〈資料編 2-21 上水道施設一覧表〉

(3) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えてプールに常時蓄えておいた水を放出する。

〈資料編 3-14 市内プール設置状況一覧表（公立：学校除く）〉

〈資料編 2-26 公立学校等一覧〉

(4) 市（水道部）は、災害の発生に備え、災害用浄水機の整備に努める。

(5) 市（総合政策部）は、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

3 給水活動

(1) 市（水道部）は、復旧班を組織して水道施設の応急復旧活動を実施する。

(2) 市（水道部）は、給水班を組織して給水活動を行う。

(3) 市（水道部）は、被災市町村から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。

4 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市（水道部）は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第4 生活必需品等の供給

1 供給の対象

市（保健福祉部・産業振興部）は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 生活必需品等の確保

市（保健福祉部・産業振興部）は、市の物資供給協定先に対して、生活必需品の供給を依頼する。県は、市において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供又は、県の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、物資を供給する。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ア) 寝 具（タオルケット、毛布、布団等）

(イ) 被 服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）

(ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

(エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

(オ) 食 器（茶碗、皿、箸等）

(カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）

(キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

(ク) 避難行動要支援者（高齢者・障害者・難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

イ 支給方法

物資の確保は原則として県が行う。市までの物資の輸送については、本章第10節により行うものとする。被災者への支給は、主として市（保健福祉部・産業振興部）が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編3-9 災害救助法施行細則〉

第 1 2 節 農林業関係対策

被害を受けた農林産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林体制の再開を目指す。

第 1 家畜伝染性疾病予防体制

市（産業振興部）は、県と連携して、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

市（産業振興部）は、被災地における予防対策を行う。

ア 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

ウ その他必要な指示の実施

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第 1 3 節第 3 に準じて行う。

第 2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、市（産業振興部）、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市（消防本部を含む）、警察に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市（産業振興部）は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については那須農業振興事務所、林業用施設については県北環境森林事務所）に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合

は、速やかに市（産業振興部）、県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

（イ）土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

（ウ）集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

（エ）施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 市（産業振興部）及び県は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農林業共同施設

農林業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

（1）施設の点検・監視等

ア 施設の点検、監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検、監視を行う。

イ 関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、市（産業振興部）、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

（2）被害状況の把握、報告

施設管理者は、農林業共同利用施設の被害状況を把握し、那須農業振興事務所及び県北環境森林事務所に報告する。

第 13 節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため、関係機関は、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む）の的確な実施を図る。

第 1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

市（保健福祉部）は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 実施方法

市（保健福祉部）は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、被災者の健康管理を担当する保健対策班、消毒・衛生監視、ねずみ族・害虫の駆除等を行う生活衛生対策班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。市だけでは対応が困難である場合、県に、応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

2 栄養指導対策

(1) 実施体制

県は、栄養指導體制を確立し、市町、関係団体と連携して、避難場所等での巡回指導・相談、支援などを行う。

(2) 実施方法

ア 県が実施する対策

(ア) 栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて広域健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化をはかる。

(イ) 災害対策本部及び被災地を所管する広域健康福祉センターからの要請に応じて、部内及び災害対策本部と協議のうえ必要と認められた場合には、被災地外の広域健康福祉センターなどに対して人材等の派遣要請を行う。

(ウ) 人材及び特別用途食品（低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食など乳幼児・高齢者・食物アレルギー等に配慮した食品）などの調達のため、必要に応じて関係機関へ支援要請を行う。

イ 被災地を所管する広域健康福祉センターが実施する対策

(ア) 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

(イ) 被災者の栄養指導

被災地を所管する広域健康福祉センターは、市町と連携して被災者の栄養指導を行う。

(ウ) 栄養指導班の編成

被災地を所管する広域健康福祉センター所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、所内に栄養指導班を編成する。

(エ) 食事提供（炊出し等）の栄養管理指導

市町などが設置した炊出し実施現場を巡回して炊出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(オ) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(カ) 食生活相談者への相談・指導の実施（避難行動要支援者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行う。

(キ) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、飲食の早期平常化を支援する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として市（総合政策部）が警察、消防機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等の搜索は、警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して行う。

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者。

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費。

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

（1）実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市（市民生活部）が、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

（2）実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。

ア 市が実施する対策

- （ア）那須郡市医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。
- （イ）身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行なわれない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。
- （ウ）捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

（3）災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うことができない場合に行うものであること。

イ 内容

- （ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- （イ）遺体の一時保存
- （ウ）検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

- （ア）遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。
- （イ）遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。
 - a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。
 - b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。
- （ウ）検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市（市民生活部）が遺体の応急的な埋葬を行う。市で対応が困難な場合、県に広域的な火葬が行なわれるよう調整を要請する。

(2) 埋葬の実施方法

- ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、応急仮設火葬場を設置する。
- ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- エ 遺体を土中に葬る場合は、市営墓地の中に所要の地積を確保する。市営墓地に地積の確保が困難な場合は、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）で定められた額以内とする。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町村に漂着した場合

- (ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町村に連絡して引き取らせるが、法適用市町村が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は栃木県負担。）する。
- (イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、（ア）に準じて実施する。

<資料編3-9 災害救助法施行細則>

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び日本愛玩動物教会栃木県支部で構成する動物救護の体制により、市町等関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 市が実施する対策

- ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として市（市民生活部・産業振興部）が行う。

(2) 市が実施する対策

- ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施
- イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。
 - (ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理
 - (イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

ア 埋 却

死体を入れてなお地表まで1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼 却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

（約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪

をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第 1 4 節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第 1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

市（市民生活部）は、住民に対し家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアに協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則（昭和 35 年 5 月 2 日栃木県規則第 35 号）第 2 条で定める額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から 10 日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編 3-9 災害救助法施行細則〉

第 2 河川の障害物の除去

1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第3 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意」の締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

第4 放置車両等の移動

道路管理者は、道路上に放置車両等が発生した場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は自ら車両等の移動等を行う。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、他人の土地を一時使用等することとする。

(1) 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区間内を包括的に指定する。

(2) 県公安委員会との連携

ア 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ公安委員会及び警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知することができないときは、事後に通知する。

イ 県公安委員会からの要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請することができる。

(3) 国及び県からの指示

国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市に対し必要な措置をとるよう指示することができる。

第5 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第6 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

市（建設部）は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第 15 節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の廃棄物を適正に処理する。

第 1 ごみ処理

1 実施体制

市（市民生活部）は、災害により発生した廃棄物の処理を実施する。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に処理するものとするが、特に甚大な被害を受けた場合は、「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「相互応援協定等」という。）に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。また、国が改訂した「災害廃棄物対策指針」等に基づき、災害廃棄物処理計画の策定を行う。

2 排出量の推計

市（市民生活部）は、災害により発生するごみについて、平常時における処理計画を勘案して排出量を推計し、その対策を策定する。

3 収集運搬

- (1) 市（市民生活部）は、必要により労働者を臨時雇用し、又は他市町村に人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。
- (2) 災害時に大量に排出される粗大ごみ等については、一時期に処理施設への大量搬入された場合はその処理が困難となるおそれがあるので、市（市民生活部）は、必要により環境保全に支障のない場所を確保し暫定的に積置きするなどの方策を講じる。
- (3) 災害により発生したごみは、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市（市民生活部）が収集処理を行う。
- (4) 市（市民生活部）は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

4 ごみ処理の留意事項

市（市民生活部）は、災害廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

(1) 可燃物

- ア 焼却施設に輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。
- イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。
- ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

(2) 不燃物

- ア 金属等の資源物は分別して再生利用する。

イ その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

5 避難所の廃棄物対策

市（市民生活部）は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

6 近隣市町、関係団体との協力体制の整備

市（市民生活部）は、相互応援協定等に基づき、近隣市町、関係団体と協力して災害廃棄物等の処理を行う。

第2 がれき処理

1 実施体制

市（市民生活部）は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理処分方法を確立するとともに、一時保管場所、最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、中間処理及び最終処分を図ることにより、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。市（市民生活部）は、廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、相互応援協定に基づき県に応援を要請するものとする。

2 排出量の推計

市（市民生活部）は、災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきについて、平常時における処理計画を勘案し、全壊・半壊家屋、流出家屋等からの排出量を推計し、その対策を策定する。

3 がれき処理の留意事項

(1) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(2) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」（平成19年8月環境省 水・大気環境局大気環境課）による。

(3) がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き埋立等の処分を行う。

第3 し尿処理

1 実施体制

市（市民生活部）は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集処理する。

その実施体制については、現有の人員、機材、処理施設で対応することを原則とするが、特に甚大な被害を受けた場合は、相互応援協定に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

市（市民生活部）は、被災地の戸数等から排出量を推計し、収集、運搬、処分等の対策を策定する。

3 収集運搬

- (1) 市（市民生活部）は、必要により相互応援協定に基づき県に応援を要請し、収集運搬体制を確立する。
- (2) 市（市民生活部）は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

4 し尿処理の留意事項

市（市民生活部）は、収集運搬したし尿を原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

第4 廃棄物処理の特例

1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域にのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

市（市民生活部）及び県は、同節第1、第2、第3により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、市に対し必要な情報の提供を行う。

2 留意事項

市（市民生活部）及び県は、廃棄物処理業の許可を受けずに廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第 16 節 文教施設等応急対策

災害時の児童・生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施のため、市及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

第 1 応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ・児童・生徒・教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- ・災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は市教育委員会に報告する。
- ・当該教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童・生徒等の安全確保に努める。

第 2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会及び県教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を講じる。

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 住民の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学力低下のおそれがある場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

市教育委員会及び県教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に応援させ教育の正常化に努める。
- (2) 被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、市教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の施設の管理者は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市（保健福祉部・教育委員会教育部）に協力する。

第4 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市（教育委員会教育部）が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、（中等教育学校の前期課程の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。））、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、市教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とす

る。

4 期間

地震災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

〈資料編3-9 災害救助法施行細則〉

第5 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する。

第6 文化施設における応急対策

施設の被災により収藏品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収藏品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第7 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し市教育部又は県教育委員会に報告する。

第 17 節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、市は、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第 1 実施体制

1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市（建設部）が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

また、県は関係団体、市と協力し、民間賃貸住宅に関する情報を被災者に提供する。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、必要数に不足する場合は応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げるにより供給するものとする。

第 2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障害者等の避難行動要支援者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと
- (2) 居住する住家がないこと
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市（建設部）は、既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合、市（建設部）は、県に県営住宅等の供給の要請を行う。

第 3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。なお、供給にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 対象

本節第 2 に掲げる対象に同じ。

2 建設による応急仮設住宅の供給

(1) 設置予定場所

市（建設部）において決定するものとする。

なお、市（建設部）は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

(3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

〈資料編3-15 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書〉

3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

4 費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

5 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用され、同法30条により県がその事務を市（建設部）に委託した場合の被災住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

2 内容

県が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する協定」の締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第2条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

〈資料編3-9 災害救助法施行細則〉

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を市と連携し被災者に提供する。

第 18 節 労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第 1 労務供給計画

1 要員の確保

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

2 要員の確保が困難な場合の対応

- (1) 市（総合政策部）は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。
 - ア 相互応援協定等に基づく他の市町村に対する応援要請
 - イ 県への要員確保依頼
 - ウ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求
- (2) 市及び県は、不足する要員を確保するほか、職員の負担を軽減するため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。なお、県の各部局等で制度化している退職職員の活用について極力利用するようにする。

第 2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

市の職員、県の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市（総合政策部）又は県が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市（総合政策部）又は県が雇用する者。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分
- (8) 炊出しその他による食品の給与

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前項の各救助の実施が認められる期間（ただし（1）については1日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延

長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第 19 節 公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等市民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第 1 道路施設（市、県）の対策

1 被害情報の収集

市（建設部）及び県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

2 被害情報の伝達

(1) 市（総合政策部・建設部）は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

(2) 市（建設部）は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

市（建設部）は、巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

市（総合政策部）は、交通の危険が生じると認められる場合は、警察等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第 47 条の 4 に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

市（建設部）は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

市（総合政策部・建設部）は、災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

市（建設部）は、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 上水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により大田原管工事工業協同組合へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

イ 送配水管等の復旧手順

(ア) 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

(イ) 臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓において、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

ウ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次主要配水管から行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めるときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

<資料編2-21 上水道施設一覧>

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 上水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所¹の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

(ア) 応急復旧の緊急度、工法の検討

(イ) 復旧資材、作業員の確保

(ウ) 技術者の確保

(エ) 復旧財源の措置

〈資料編 2-22 下水道施設一覧〉

第3 河川管理施設等の対策

市（建設部）及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに大田原土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ア 水防団（消防団）が出動したとき

イ 水防作業を開始したとき

ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

(2) 出動及び水防作業

ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

(ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

(イ) 準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

- a 水防団（消防団）の団長及び班長は所定の詰所に集合する。
- b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。
- c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めるときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

3 河川管理施設決壊後の処理

市（建設部）は、県とともにできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第 20 節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

第 1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物施設等が被災した場合に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- (2) 市（各部等）、県及び消防本部は、危険物施設等が被災した場合に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第 2 危険物等の大量流出に対する応急措置

市（市民生活部・建設部）は、県、警察及び消防本部等と連携して危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講じ、継続的な監視を行う。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

第 3 避難対策

危険物施設等が被災した場合、又は発生するおそれがある場合において、市（総合政策部）が行う避難対策は、本編第 3 章第 5 節に準じる。

第 2 1 節 広報活動

災害時に、市民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、関係機関は、相互に連携して、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

第 1 広報活動内容

1 広報の内容

市（総合政策部）及び消防本部は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難勧告・指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 市民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民に的確な情報提供を実施する。

第 2 市の広報活動

1 災害時の広報体制

市（総合政策部等）は、次により災害時の広報活動を実施する。

- (1) 災害情報等の提供窓口の一元化

災害情報等を市民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報提供窓口の一元化を図る。

(2) 広報活動

市（総合政策部）は、各種広報活動を実施するほか、災害対策本部が行う記者発表に関する諸調整を行う。

- ア 各種広報媒体を活用した、市民への災害情報や生活情報の提供
- イ 情報センターの設置・運営、市民からの問い合わせ・要望・相談等への対応
- ウ 災害対策本部が行う報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整

2 市民に対する災害情報等の提供

(1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

ア 市（総合政策部）は、収集した災害情報や市の応急対策等について、その都度速やかに「記者クラブ」に発表し、報道機関に提供する。

なお、記者クラブ非加盟の報道機関（他県の地方紙等報道機関、外国報道機関、雑誌社等）に対しても、同様の災害情報等を提供する。

(2) ワンストップ相談窓口の開設

ア 市（総合政策部）は、必要に応じ、本部広報班に「ワンストップ相談窓口」を設置し、対策本部からの各種情報に基づき、市民からの問い合わせ・相談等に対応する。

イ 「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、パソコン通信等の設備を確保するとともに、職員を配置する。

(3) 避難行動要支援者等への配慮

ア 市（総合政策部）は、災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 市（保健福祉部）は、視聴覚障害者、外国人（日本語の理解が十分でない外国人）等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障害者に対する情報支援にあたっては、障害の程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）による情報支援に努める。

ウ 市（総合政策部）は、一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう情報伝達を工夫する。

(4) 各種広報手段の活用

市（総合政策部）は、市民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

- ア 被災地や避難場所等へ市有車両（市広報車等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施
- イ 市防災行政無線による情報提供
- ウ 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知
- エ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布
なお、視聴覚障害者や外国人（日本語の理解が十分でない者）等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付
- オ 各種情報の新聞広告掲載
- カ ホームページやメール等の情報通信技術を活用した情報提供

- キ ボランティアの支援を得て、情報の収集や広報活動を実施
- ク 消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等による広報活動

3 記録写真等の収集

市（総合政策部）は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

第 2 2 節 自発的支援の受入

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、関係機関は適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

第 1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

(1) 体制の整備

市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。

(2) 市及び市社会福祉協議会等の活動

市（保健福祉部）は、地域防災計画に基づき、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員連絡協議会、及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを災害発生後速やかに設置して、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなど、住民やボランティアへの周知を図る。

〈資料編 3-16 災害ボランティアセンターの概要〉

第 2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

市（保健福祉部）及び県は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

市（保健福祉部）及び県は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了する

まで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

市（保健福祉部）及び県は連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の管理

市（保健福祉部）及び県は、物資集積所に職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整と情報発信

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の配分を公平に行うため、大田原市被災者義援金配分委員会設置要綱により同委員会を設置する。

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、被災市民等に対して配分を行う。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

〈資料編 3－17 大田原市被災者義援金配分委員会設置要綱〉

第 2 3 節 孤立集落応急対策

県及び市は、災害に起因する土砂災害や大雪等による道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

第 1 孤立実態の把握

市（総合政策部）及び県は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査に基づき各地域と連絡を取り、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡が取れない場合は、必要に応じて職員を現地に派遣する。

孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第 2 救出・救助活動の実施

市（総合政策部）及び県は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第 3 通信体制の確保

市（総合政策部）及び県は、通信の途絶を解消するため通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第 4 食料等生活必需物資の輸送

市（保健福祉部）及び県は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第 5 道路の応急復旧

市（建設部）及び県は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。